

## 平成 21 年度 第 1 回機関保証制度検証委員会 議事要旨 (案)

1. 日 時 平成 22 年 1 月 21 日 (木) 13:00～15:00

2. 場 所 グランドヒル市ヶ谷 3 階 翡翠

### 3. 議 事

- (1) 工程表について
- (2) 返還の状況 (機関保証) 等について
- (3) 自由討議
- (4) 次回日程について

### 4. 出席者

(◎委員) 50 音順

阿部委員、尾山委員、白井委員、宗野委員、藤村委員、三隅委員(委員長)、

(○機構)

清水参与、石矢奨学事業部長、二木奨学事業部副部長

(△文部科学省)

下間学生・留学生課長(オブザーバー)

(□日本国際教育支援協会)

大森機関保証センター長

### 5. 議事概要

(配布資料に基づき、事務局及びアクセンチュア株式会社から説明)

◎委員 : 次回ご提出いただくシミュレーションについては、今回、機関保証利用者のデータが大幅に充実しているのでそれを取り込むということと、平成 21 年度の回収強化関連施策の実行によって

どういう改善が図られたのかということも含めて行うということであるが、今後導入予定の施策、平成 22 年 2 月から実施される早期化のためのサービサーへの回収委託なども含めたシミュレーションをお願いしたい。

◎委員：平成 20 年度の返還率については、全体で 79.7 パーセントであるのに対し、平成 20 年 11 月までの返還率は全体で 70.9 パーセントとの説明があったが、これは何か基準が違うのか。それとも返還率に凹凸があるのか。年度末に向けて返還率が上がっていくのか。

初めて返還を開始する返還者の年度末における返還率は、平成 20 年度が 96.3 パーセントなのに対し、平成 21 年度は 11 月において 91.3 パーセントであるとの説明があったが、11 月が非常に低い数字なのはどうか。

○機構：これは 11 月までの要返還額に対する(返還額)返還率を説明したものである。新規返還者についても同様である。最終的には新規返還者についても 96.3 パーセント、全体についても 79 パーセント超になる予定であり、平成 20 年度と同じようなところに集約するのではないかと考えている。

◎委員：平成 20 年度の延滞者に対する督促で講じた施策のひとつに機関保証業務課の強化があり、昨年 4 月は 13 人の配置をしたとの説明があったが、この 13 人は従前からいた機構の職員なのか、それとも新たに専門性を持った人材を配置したのか。

○機構：従前からいた機構職員にプラスして、金融機関の経験者を採用して増員した。

◎委員：コールセンターへの具体的な問い合わせ内容はどのようなものか。

○機構：コールセンターへの問い合わせについては、返還猶予の相談が圧倒的に多い。

◎委員：機構が代位弁済請求をやらなくてはならない中で、依然として両機関で協議している主なものが二つあるということだが、これらはいつ頃決まるのか。

○機構：早急に決めたいところであるが、協会の立場からすると財政収支シミュレーションに関わってくるため、今の機構の回収状況を見極めることが必要になるであろう。機構としてはできるだけ代位弁済の基準を緩和した条件でやっていただきたいということで、現状の確認をしているところである。回収分析等の結果が出てくれば、前向きに検討できるものと考えている。

◎委員：代位弁済額は、昨年の 10 月から 12 月に急増している。この代位弁済にかかる実務上の処理も大変ではないか。そうすると、この代位弁済請求の行方不明に関する取り扱いについては、早急に決めないといけないのではないか。

○機構： 機構も協会も代位弁済の件数が増えており、かなり厳しい状況で業務を行っているが、次年度以降対策を練り、体制を強化しなければいけないと思う。なお、現状では代位弁済請求が増えているので、その資料の整備や一覧表の作成などで業務がかなり厳しくなっているが、住所不明で代位弁済請求を保留にしているものは数としては多くないので、住所不明に関する取り扱いが決まらないから業務が大変だということではない。

◎委員： 代位弁済の個別案件に関する説明で、返還猶予の申し出がある場合は確認しないと代位弁済に応じない等、結構細かいところでやりとりしているという感じがしたが、代位弁済請求の基準が決まるまでは仕方がないのか。

○機構： 妥当な基準について、次回の委員会の席上でもお話いただければと思っている。

◎委員： 現在、機構と協会で協議を進めているということであるが、妥当な代位弁済請求の基準については早急に決めなければいけない。次回、次々回の委員会でする限り進展ができるようにしたいので、リスク分析の内容等を踏まえて議論ができればと思っており、機構と協会でも精力的に協議を進めていただきたい。

◎委員： 大学院と高等専門学校で延滞者が比較的少ない原因としては就職率が影響しているのか。

○機構： 就職状況が最大の要因と考えている。

◎委員： 法科大学院は現在いろいろ問題があり、当初は 8 割が司法試験に合格という建て前でやっていたが、実際の合格者は非常に少ない。しかも、ロースクールに行かないと資格試験を受けられない仕組みになっており、5 年間に 3 回受験して失敗すると、受験資格さえもなくなるので、非常にリスクが高い枠組みになってくると思う。

法科大学院に関しては、月額 15 万円に最大で 7 万円プラスということで 22 万円と、かなり高額な月額を 2 年または 3 年貸与して、その後、合格できるかもしれないが失敗しても速やかに就職ができればよいが、実際は困難なことも多いと思うので、そこは「リスクグループ」と言うか、高額な奨学金を貸与してその後速やかに就職できない者がいるということは、考慮した方がよいのではないかと思う。

○機構： これは返還促進策等検証委員会の中でも議論されるべきものかと思う。保証に関しては人的保証と機関保証があるが、極端な例を申し上げれば、法科大学院に関してはダブル保証にするなどの議論が必要になってくるものと考えている。

◎委員： ここで文部科学省から、この議論の内容について、ご意見をいただきたい。

△文部科学省：保証料については、3 年程度は現行の水準を維持しつつ回収強化策の推移等を見て、健全かつ持続性のある制度についてご検証いただくということが、昨年の報告の趣旨だったと思う。機関保証制度は奨学金事業の充実という観点から大変重要な教育施策の一環であるので、昨年度はサンプル数が少なくデータの制約もあり限界があったわけだが、今年度は実態に即した分析をしていただけるということなので、それを踏まえてご意見をいただき、ご検証のとりまとめをお願いしたい。

(以 上)